

令和2年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
令和2年6月3日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年6月3日 午前10時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年6月3日 午前10時58分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	8	有 働 徳 仁		9	栗 田 美 和	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈美江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和2年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月3日 午前10時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第43号 鞍手町固定資産評価員の選任
- 日程第4 議案第44号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第45号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第46号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第47号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第48号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第49号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第50号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第51号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和2年度固定資産税の課税免除

令和2年6月3日（第1日）

開議10時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和2年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております令和元年度鞍手町繰越明許費繰越計算書と令和元年度鞍手町事故繰越計算書。第7次鞍手町行政改革の策定。鞍手町人口ビジョン（令和元年度改訂版策定。）第2期 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、並びに、監査より提出されております新たな鞍手町監査基準の策定等の通知及び例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定より、議長において8番議員 有働徳仁議員及び9番議員 栗田美和議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月11日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日から6月11日までの9日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第43号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第43号は、鞍手町固定資産評価員の選任議案であります。

本議案は、4月1日付けの人事異動により、税務住民課長が異動したため、新課長を鞍手町固定資産評価員に選任するため議会の同意を得るものです。

なお、別紙で略歴書を添付いたしておりますのでご参照ください。

以上が、日程第3 議案第43号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第43号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号は、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第43号 鞍手町固定資産評価委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第43号は同意することに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第44号から、日程第9 議案第49号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第44号から日程第9 議案第49号までの6件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第44号は、鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第5 議案第45号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、個人の町民税において、ひとり親控除の創設等を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第6 議案第46号は、鞍手町手数料条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、個人番号の通知カードの廃止等を内容とする、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、鞍手町手数料条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第7 議案第47号は、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、福岡県後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めたことに伴い、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第8 議案第48号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、特定地域型保育事業者に求められる連携施設の確保要件に、適用除外規定を設けること等を内容とする特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第9 議案第49号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、これまで都道府県知事にのみ実施することができるとされていた放課後児童支援員認定資格研修が、政令都市及び中核市の長においても実施できることとする内容を内容とする放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第4 議案第44号から日程第9 議案第49号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

第11条として、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正という項目がございます。

情報通信技術の利用のための能力、又は、利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとするという一文がございます。

もし、いま何か具体的な方策等々が決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この第1条の格差の是正につきましては、格差是正のためにはハードとソフトの両面から

取り組みが必要であります。現時点で具体的な施策を申し上げることはできません。

本年度中にこの条例の中の第3条のところ、情報システム整備計画を策定することも記載しておりますので、その中で具体的な施策をお示しして行きたいと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

次に、第3条のことも聞こうと思っていたのですが、そうすると、ただ今の答弁によると第3条による情報システム整備に関する計画といったものについても今年度中に策定するというふうな理解でよろしいのか、それともこれについては既に何らかの計画の目処が立っているのか、その辺を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、単年度毎の短期的な計画につきましては、令和2年度の整備計画につきましては、素案はできておりますので、この条例が議決いただいた後に早急にそこは公表して行きたいと考えております。

また、中長期的なところの計画につきましては、今年度中を目処に策定をして行きたいと考えております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

今の答弁によりますと、この第3条の中で短期的に、今年度中の計画のシステムの整備計画はできていると。それを基にして第11条に戻って利用機会の格差是正を図るための必要な項目の処置を講じていく、そういったことを今年度中に策定すると。そういうふうな一連の作業で行っていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

いま議員さんがおっしゃるとおりでございます。基本的には単年度計画につきましては、その年度における電算システム、情報システムの整備に係るところをこの計画に上げて行きたいと思っております。

それから、中長期的な計画につきましては、いま中長期的なところと申しますが、総合計画のように10年のような計画は想定しておりません。今この情報技術の進歩につきましては、10年も経てばなかなか追いついていけないところがございますので、これは概ね、い

ま想定していますのは3年程度を目処に計画を作って、それを中期的な計画を随時見直して行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

通知カードからマイナンバーカードへ切り換えるということで、これは議案の46号にも出て来るのですが、現在マイナンバーカードの発行は、町民の何パーセントぐらいに行われているのかお聞きしたいと思います。

○議長 星 正彦君

西藤議員、46号で再度質問していただければと思います。

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いま9条のところに適用除外というのがあります。適用除外の(1)ですが、手続き等の内、申請等に関わる事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合は分かるのですが、次の許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があること、これも適用除外になっているのですが、具体的に内容が分からないのでお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

そこに記載しているとおり、行政として書面により原本を発行するようなものを想定しています。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ちょっと今の説明では分からないのですが、事業所というのはどの事業所のことですか。具体的には。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

事業所にあります一般的な事業所等を想定されると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

第4条2項で当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるとありますが、これは具体的にはどういうことですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回のこの情報システムの整備につきましては、いま申されましたように情報システムの安全性及び信頼性を確保するため町単独に限らず、情報システムを利用する組織全体のところもありますので、組織全体としてこの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を行っていくということでございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

なかなか分かりにくいのですが、必要な措置を町が講じないといけないのでしょうか。ですが、全体としてサーバーの問題だとかいろいろあるでしょうが、その辺をぜひ具体的に教えていただきたいのと、そもそも目的の中で手続き等に係る関係者の利便性の向上だとか、町民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与するということが目的として掲げられて、町民にとってどういうサービスが向上されるのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、最初のご質問ですが、この安全性及び信頼性を確保するために必要な措置というところは、これはシステム上のセキュリティを強化していくということでございます。

それから、住民にどういうふうな利便性があるかということでございますが、今回の特別定額給付金につきましては、オンライン申請によって迅速に給付が可能になるということは国も想定しておりました。本来であればこれは情報システム等はきちんと稼働していればそういうような結果が得られたということでございます。

但し、特別定額給付金につきましては、その点についてはまだ課題が残ったということでございますので、今後こういう情報システムを活用する上で課題、問題を解決していけば町民、それから国民に、地域経済にもこのシステムの利用に係る定義が教示できると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

定額給付金につきましては、政府も口座を紐付けするとかということを行っています。今回のこの情報システムの技術の関係にすれば、定額給付金で言えば自分の暗証番号を覚えていないとか、いろいろな問題があるわけです。これを改正されたからと言って何にもそれは改善されるわ

けではないと思います。今までのを忘れているわけですから。

私は作っていませんから分かりませんが、とにかく安全性、信頼性の確保というのと、町民、国民の感情とすれば個人情報に国に握られたくないというのが一番ですよ。ですからこのマイナンバーカードというのが普及しないわけです。だから私が聞いているのはその安全性、信頼性が本当に確保されるのか、そしてこの目的が達成されるのか、ものすごく疑問に思うわけです。

その点についてももう一度どういうふうに考えるのかという答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この4条につきましては、その前の3条で情報システムの計画を立てるというふうにあります。いま宇田川議員がご指摘をされていることにつきましては、この計画の中で謳って行きたいというふうに思っています。

この計画としてでなくて一般論としまして現在いまソサエティ5.0というようなことで大きく情報通信技術が、このコロナも含めて大きく変わろうとしています。その端的なものとしてテレワークであったりとか、ウェブ会議であったりとか、そういった情報通信を利用したものも含まれています。と同時に、他市町ではスマホを利用して申請をしたりだとか、そういったことも行われています。これは一般論としてですが、銀行の決済にしましても電子マネーによる決済だとか、スマホでの決済だとか、そういった大きく世の中の情報通信技術を利用した社会、経済が加速度的に進歩しているという状況の中で、行政の手続き等に関してもそういった情報通信技術を活用した、技術を利用することによって町民、住民の皆様の利便性に貢献していくのではないかということから、この情報システムの計画を策定するということになっております。

そして先程答弁をしましたが、日進月歩大きく情報通信技術は進歩しておりますので、計画の長期といってもなかなか本当にある意味でも10年というようなスパンでは計画も実際の世の中とのズレが生じてくるということも考えられますので、せいぜい3年を目処に情報システムの計画を策定しようというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回の税条例の改正によりまして町民にとっての影響とか、また町自体の影響はどういうふうになるのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

町民の中で影響があるというものは、寡婦控除が一番該当して来ると思います。

今回新たに令和3年1月1日施行分として全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻暦の有無による不公平と、男性のひとり親と、女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するための措置が講じられております。

今まで寡婦というのは未婚の場合は寡婦の対象にはなりませんでしたが。今回からはひとり親の控除の対象になるということが一番の住民に対しての影響があるところだと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

先程質問いたしました件です。これが通知カードを廃止してマイナンバーカードにということで手数料自体がなくなりました。通知カードの再交付の500円はなくなりまして、マイナンバーカードだけの再交付になって800円となっております。こういうふうにごんごんと進んでいるのですが、いったいマイナンバーカードの発行数は町民の何パーセントになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

最新の5月、国から報告がっております。5月17日現在で、鞍手町で1,775枚交付されております。率にいたしまして11.04%の率でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

西藤議員。

**○11番 西藤 典子君**

臨時議会の時に国保の傷病手当がありました。新たに後期高齢者医療に対する傷病手当が設定されているようですが、その中の被保険者等に関わるとありまして、これは対象が被保険者は全員に対象になるのか、それとも等の中にはどういう方が含まれるのかお尋ねしたいと思います。

**○議長 星 正彦君**

保険健康課長。

**○保険健康課長 梶栗 恭輔君**

お答えいたします。

この被保険者等につきましては、被保険者、後期高齢者医療に加入している方全てが対象となります。以上でございます。

**○議長 星 正彦君**

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

**○4番 宇田川 亮君**

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金ということですが、後期高齢者医療といえ、年齢で言えば75歳以上という形になります。もちろん元気で働いている方もおられると思うのですが、こういった場合にこの傷病手当金が支給されるのかというのを教えて下さい。

**○議長 星 正彦君**

保険健康課長。

**○保険健康課長 梶栗 恭輔君**

お答えいたします。

まず、対象となる方は、後期高齢者医療の対象者75歳以上です。65歳から74歳までの方の重度障がい者医療の受給者も対象になります。

これを合わせますと、本町での後期高齢者医療の被保険者数は4月末現在で2,847名

が対象であります。この中でまず給与所得者が対象になります。給与所得者につきましては、2,847名の内144名が給与所得がある方でございます。この144名の中で今回新型コロナウイルス感染症に感染した方、あるいは感染の疑いがある方でお勤めを感染症のために休まざるを得ないというような方が休んで3日までは傷病手当金は出ませんが、4日目以降にお仕事に行って、本来もらえる給与が貰えなかった場合に対してこの傷病手当金が交付されることとございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

金額等は国保と同じ扱いでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

傷病手当金の上限額につきましては、先の臨時会で議決をいただきました国民健康保険の方と同じように、上限は3万887円でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第47号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第47号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

3月議会の時にこれと同じことについての議論がありまして、特定地域型保育事業というのは、いま鞍手にはないというご答弁をいただいていたのですが、現在はどうなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

ご質問のございました特定地域型保育事業を行っている事業所につきましては、いま現在も鞍手町内にはございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

宇田川議員。

**○4番 宇田川 亮君**

この研修自体が都道府県知事が行う部分でしか駄目だったものが、中核都市、若しくは指定都市という形になっていますが、近隣で言う中核都市、福岡県内でいう指定都市というのはどういうところが当たるのかというのを教えて下さい。

**○議長 星 正彦君**

福祉人権課長。

**○福祉人権課長 芝野 英和君**

お答えいたします。

指定都市につきましては、人口50万人以上の政令に指定された都市ということでございますが、中核都市については人口が20万人以上で政令による指定を受けた、福岡県で言えば、福岡市、北九州市、久留米市でございます。以上です。

**○議長 星 正彦君**

宇田川議員。

**○4番 宇田川 亮君**

その3市については研修の場を設けるようにしているのでしょうか。例えば、鞍手町の方が研修を受けようとする場合に指定都市等に行って研修を受けることができるのでしょうか。

**○議長 星 正彦君**

福祉人権課長。

**○福祉人権課長 芝野 英和君**

現在その研修について行っているかどうかはちょっと把握ができておりませんが、受講とすることが拡大したということで、当然鞍手町の希望される方もそちらの方で研修を受けることができるということでございます。以上です。

**○議長 星 正彦君**

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思いを。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第10 議案第50号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

日程第10 議案第50号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第50号は、令和2年度鞍手町一般会計補正予算第3号であります。

本議案は、歳出では、2款 総務費において鞍手駅関連施設管理費で、老朽化している駐輪場の一部等を撤去する工事費として300万円を計上するとともに、施設全体の老朽化が進む鞍手駅関連施設について、長期的な視点による施設整備の方針を具体的に検討するため、鞍手駅関連施設整備基本構想策定事務費で308万円を計上しています。また、コミュニティ助成事業費で、一般財団法人自治総合センターから助成金の交付決定を受けたため、一般コミュニティ助成事業補助金220万円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、養育医療費で対象乳児の医療に係る公費負担分に不足することが見込まれるため938万8千円を追加しています。また、新型コロナウイルス感染症対策費においては、感染症対策に係る住民周知文書等の発送関連費用として45万7千円を追加しています。

次に、10款 教育費では、学校給食センター管理費で、小中学校の臨時休業に伴う学校給食休止にあたり、その影響を受けた福岡県学校給食会への補助金として81万8千円を計上しています。

一方、歳入では、歳出予算に関連する国庫支出金、県支出金などを追加しております。

これらの要因により、不足する財源1,533万2千円につきましては、財政調整基金から繰入れ、歳入歳出を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ2,654万6千円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ100億3,134万6千円としました。

以上が、日程第10 議案第50号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

これから質疑を行います。

議案第50号について、まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開き下さい。

2款 総務費及び3款 民生費について、12頁から17頁まで質疑はありませんか。  
田中議員。

○3番 田中 二三輝君

13頁 先程提案説明の中にもありましたが、鞍手駅の関係で工事請負費と委託料、2つ合わせてお聞きしたいのですが、ここにありますように駐輪場の一部を撤去して、その工事費として300万円、基本計画の構想の事務委託料としてという308万円が上がっていますが、まず、駐輪場の方につきましては撤去と同時に新しいものを設置するのか否かをお聞きします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この駐輪場の撤去につきましては、今年の3月下旬に強風が吹きまして、この鞍手駅の左側の方の駐輪場になりますが、屋根が飛びそうになったり、腰板が飛びそうになりました。大変危険ですので、この駐輪場の屋根等の撤去をする工事費でございます。

新たに駐輪場を設置する予定は現在のところございません。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

わかりました。次に、先程申しましたように、基本構想策定事務費として業務委託料が上がっていますが、これはこういった形になるのですか。例えば、委員会等を設置するなり、ここにありますように委託先を選定するなりという形になると思うのですが、どういうふうな形を取るのかをまず教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

今回の鞍手駅関連施設の事務費につきましては、委員会等の設置はございません。委託料で業務委託を選定して実施したいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

過去に聞き及んだ話ですが、JR関係のこういった業務委託先というのはある程度、普通にできるわけではなくて、専属、選任という感じの業者が多いというふうに聞いていますが、そういった事業者を選定するにあたってはどのような方法で行うのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

先程議員がおっしゃいましたように、今回の駅関連施設の部分につきましては、提出目的が競争入札等には適さないというふうな形で考えております。特にJR路線周辺での工事につきましては、鉄道関連の工事となるため鉄道事業法等により技術基準の適合など様々なことが想定されますので、今回につきましては、地方自治法施行令第167条2の規定によりまして随意契約を想定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今の関連ですが、特にやはりJR鞍手駅の改修ということなので、以前より他の議員から質問もあっていましたエレベーターの設置だとかということもあると思うのですが、町の要望としてはどういうものを特にされているのか、そういったものの中身を踏み込んで業務委託するのではないのでしょうか。全部丸投げでやるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

今回の基本構想の策定につきましては、先程からお話しがありましたように30年以上駅舎についても、広場についても経過しております。その中で今後の駅舎、駐車場位置及び将来を見据えたバリアフリー化の計画をコンセプトに持って3案程度策定していただきまして、その中に平面計画図に基づいて概算工事費などを算出しながら今後どういうふうな方向性でやるかを双方で検討して行きたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。今回の事務費については全部単費になっています。

JRの駅ですから今後の工事もあります。とすればやはりJRからも負担して貰うべきではないのでしょうか。どういうふうになっていますか、全部単費でやるということですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

今回の予算につきましては、基本構想を策定した中で有利な財源を確保して行きたいと考

えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回の基本構想の策定事務費は有利な財源をとということでしょうが、工事費ですよ。今後工事するにあたって、JRは一銭も出さずに利便性は向上するわけです。JRにとっては利益があるわけです。ですがお金は一銭も出さないという形になるのですよ。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

駅舎等につきましては、鞍手町の所有財政という形になりますので、鞍手町の方で有利な財源を検討しながら工事の方を進めて行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

13頁の財産管理費についてですが、基幹システムの管理費ということで保守点検等の委託料とあります。これは先程の議案第44号の関係なのか、それとも単純な保守点検なのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この保守点検等委託料につきましては、先程の条例とは関係ございません。これは申告用のeタックスの連携業務のシステム導入のための改修費用でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

13頁のコミュニティ助成事業費の中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

今回の一般コミュニティ助成事業の補助金につきましては、昨年度申請団体が5団体ございました。その内の猪倉区の方で申請の決定が出ておりますので、その分の補助費というよ

うな形になります。

内容については、エアコンの設置、会議テーブル等々の購入というふうな形になっています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

15頁の介護予防事業費の介護予防事業ポイント交付金の減額、それから介護予防事業委託料が減額されていますが、この理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

介護予防事業ポイント交付金につきましては、昨年度、令和元年度に行いました事業に対するポイントの申請、これを今年度の4月1日から1ヶ月間までに受付を行いました。

申請者は225名ほどいらっしゃいました、その結果必要となる金額が31万2,400円となりましたので、当初予算額との差額100万7千円を減額するものでございます。

介護予防事業の委託料、これの減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため4月と5月につきまして運動教室等が実施できませんでした。従いまして、これに掛かります費用を減額しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

同じく15頁ですが、福祉人権課包括支援センターの関係の需用費の中の消耗品費が260万円ほど上がっていますが、これはどういったものを予定されているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

この消耗品費の増額につきましては、新型コロナウイルス感染防止のために外出やスポーツなどを控えて自宅で生活を送っておられる高齢者に対します、自宅でできる運動としてふっくら鞍手体操のDVD、これにつきまして必要な世帯に対し配布をしたいと考えております。それに係る費用を計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

4款 衛生費から8款 土木費について、16頁から19頁まで質疑はありませんか。  
宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

17頁 衛生費の養育医療費についてももう少し詳しく説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

養育医療費の補正につきましては、当初予算で2名分、社会保険の加入者1名、生活保護世帯の受給者1名ということで、医療費の額につきましては、過去5年間の平均で439万5千円を当初予算として予算措置させていただいております。

その結果、令和2年3月に生活保護受給中の方の出生が1名ございました。この方が4月末までに入院されておりました。その医療費の請求額が3月分として5月の月に請求がありましたけれども、その金額が279万7,870円でございます。予算残額が159万7,130円となっております。

4月末まで入院されておりますので4月分の請求が今月にある予定でございます。現在のところ医療費の請求の額は分かってはおりません。そのため今回補正させていただくわけですが、またそれと合わせまして現在生活保護受給者の方1名が妊娠中がございます。その方が8月の月には出生予定というふうに把握しておりますが、もし養育医療費の対象となれば、その方の分の養育医療費につきましても町の方が支払わなくてはなりませんので、過去の例を参考といたしまして今回養育医療費938万8千円ほど補正させていただいておる次第でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費まで、18頁から23頁まで質疑はありませんか。  
添田議員。

○1番 添田 政勝君

21頁の老朽消防施設等解体撤去費補助金について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

これは町内にあります消防施設の内、自治会等が管理していますもので老朽化して危険なものにつきましては、解体にあたりまして町がその解体費の一部について補助をするという

内容でございます。

具体的には、町内20ヶ所の消防格納庫がございまして、その20ヶ所の内12ヶ所に火の見櫓が建っています。その火の見櫓が老朽化して危険ですので、その解体費用の一部について補助をするもので、事業費の3分の2、上限50万円としてこの補助をするものでございます。今回計上しています場所は、長谷区を想定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

21頁の中学校の振興費で講師謝礼というのがあるのですが、これの内容を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

これは県の方より英語教育強化推進事業の指定を受けました。その関係で中学校にイングリッシュサポーターを派遣するという報償費と、それに伴いまして英語学習ソフトライセンスの使用料ということで137万3千円を計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

23頁の会計年度任用職員報酬が上がっていますが、これはコロナのあれとはまた別の話なんですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

これはコロナの関係ではございません。豊翔館高校の養護教諭の方の会計任用職員としての採用なんですが、これに職歴加算の差額分を今回39万4千円と、職員手当として8万6千円計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8 頁から 11 頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 50 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 50 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第 11 議案第 51 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 岡崎 邦博君**

日程第 11 議案第 51 号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和 2 年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和 2 年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業 3 社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第 11 議案第 51 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

これから質疑を行います。

議案第 51 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 51 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 51 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日 4 日から 8 日までの 5 日間は委員会審査及び休日のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日4日から8日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 10時58分